

平成30年度報酬改定内容について（計画相談支援・障害児相談支援）

1 基本報酬

	計画相談支援給付費	障害児相談支援給付費
基本部分	イ サービス利用支援費 (1) サービス利用支援費 (I) (2) サービス利用支援費 (II) ロ 継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費 (I) (2) 継続サービス利用支援費 (II) ハ 経過的服务利用支援費 (1) 経過的服务利用支援費 (I) (2) 経過的服务利用支援費 (II) ニ 経過的服务継続サービス利用支援費 (1) 経過的服务継続サービス利用支援費 (I) (2) 経過的服务継続サービス利用支援費 (II)	イ 障害児支援利用援助費 (1) 障害児利用支援援助費 (I) (2) 障害児利用支援援助費 (II) ロ 継続サービス利用支援費 (1) 継続サービス利用支援費 (I) (2) 継続サービス利用支援費 (II)
対象者	<平成30年4月1日から> 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者 <平成30年4月1日から平成31年3月31日まで> 上記を除くサービスの利用者は、経過的服务利用支援費・経過的服务継続サービス利用支援費（旧単価）を算定	平成30年4月1日から新単価
区分	(1) を算定する場合 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。 (2) を算定する場合 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。 「取扱件数」…1月の相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等（指定障害児相談対象保護者を含む。）の数の前6月の平均値を、当該相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数（小数点以下の端数は切り捨て）。	

2 各種加算

①初回加算

目的・要件	<p>障害福祉サービス等の利用を希望する利用者の心身の状況及び置かれている環境について、利用者等との面接や関係者への聞き取りによる詳細なアセスメントを行うために要する業務量を適切に評価するため。</p> <p>障害福祉サービス等を利用する月の前6月間において障害福祉サービス等を利用していない場合に加算。</p>
届出等	・届出不要
留意事項	・経過的服务利用支援を算定する場合は算定不可。

②特定事業所加算

目的	支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価するため。	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている事業所であること 	
	特定事業所加算(Ⅰ)	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員であること。</p> <p>ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>ハ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>ニ 基幹相談支援センター等から支援困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に計画相談支援等を提供していること。</p> <p>ホ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。</p> <p>ヘ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p> <p>ト 指定特定相談支援事業所において取扱件数が1月間において相談支援専門員1人あたり40件未満であること。</p>
	特定事業所加算(Ⅱ)	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了</p>

		<p>していること。</p> <p>ハ 特定事業所加算（Ⅰ）の（ロ）～（ホ）の要件を満たすこと。</p> <p>ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。</p>
	特定事業所加算（Ⅲ）	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 特定事業所加算（Ⅰ）の（ロ）～（ホ）及び（ト）の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（Ⅱ）の（ニ）の要件を満たすこと。</p> <p>※平成30年3月31日以前に特定事業所加算を算定していた事業所の場合は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、特定事業所加算（Ⅰ）の（ト）の規定は適用しない。</p>
	特定事業所加算（Ⅳ）	<p>イ 常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。</p> <p>ロ 特定事業所加算（Ⅰ）の（ロ）、（ニ）、（ホ）、（ト）の要件を満たし、かつ、特定事業所加算（Ⅱ）の（ニ）の要件を満たすこと。</p>
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出要 ・遵守状況に関する記録を保管すること。 	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については、平成30年4月から平成33年3月までとする。 	

③入院時情報連携加算

目的・要件	<p>入院時における利用期間との連携を促進する観点から、指定特定相談支援事業者等が入院時に医療機関が求める利用者の情報を、利用者等の同意を得た上で提供した場合に加算。</p> <p>（Ⅰ）医療機関を訪問しての情報提供</p> <p>（Ⅱ）利用機関への訪問以外の方法での情報提供</p>
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不要 ・入院時情報提供書を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本加算のみの算定可。

④退院・退所加算

目的・要件	退院・退所後の円滑な地域生活への移行に向けた医療機関等との連携を促進する観点から、退院・退所時に相談支援専門員が医療機関等の多職種から情報収集することや、医療機関等におけるカンファレンスに参加して情報収集を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不要 ・退院・退所加算記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者1人につき、入院・入所中に3回を限度とする。 ・初回加算を算定する場合は算定不可。

⑤居宅介護支援事業所等連携加算（計画相談支援給付費のみ）

目的・要件	障害福祉サービス等に利用者が介護保険サービスの利用へ移行する場合に、指定特定相談支援事業所が利用者の心身の状況、置かれている環境やアセスメント等の情報及びサービス等利用計画の内容等について、利用者等の同意を得た上で指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所に提供し、居宅サービス計画等の作成に協力した場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不要 ・居宅介護支援事業所等連携記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該加算を算定した上で居宅介護支援等を利用した後6か月は算定不可。異なる居宅介護支援事業所が居宅介護サービス計画を作成する場合は、6か月以内でも算定可。 ・利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援の利用を開始する場合にのみ算定可。 ・月に1回を限度とする。 ・本加算のみの算定可。

⑥医療・保育・教育機関等連携加算

目的・要件	サービス利用支援等の実施時において、障害福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等との職員と面談等を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画等を作成した場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不要 ・医療・保育・教育機関等連携記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①初回加算を算定した場合又は②退院・退所加算を算定し、かつ、当該退院医療機関等のみから情報提供を受けている場合は算定不可。 ・月に1回を限度とする。 ・連携先：病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、その他利用し

	ているインフォーマルサービスの事業所等（これらの機関における支援内容や担当者等をサービス等利用計画等に位置付けることが望ましい）
--	--

⑦サービス担当者会議実施加算

目的・要件	継続サービス利用支援等の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況について確認するとともに、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出不要 ・サービス担当者会議の記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回を限度とする。 ・会議が開催されず、連絡のみの場合は算定できない。 ・検討の結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス等利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定不可。

⑧サービス提供時モニタリング加算

目的・要件	継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時モニタリング記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回を限度とする。 ・相談支援専門員1人につき39人を限度（人数（39人）は当該月の実施件数） ・本加算のみの算定可。 ・定期的なモニタリングを行う日と同一日に提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成すること。

⑨行動障害支援体制加算

目的・要件	各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・届出要 ・各支援体制加算に係る基準の遵守状況に関する記録を作成し、保管すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する者から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められない。

⑩要医療児者支援体制加算

目的・要件	地域生活支援事業による医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに順ずるものとして都道府県知事が認める研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。
届出等	・届出要 ・各支援体制加算に係る基準の遵守状況に関する記録を作成し、保管すること。
留意事項	・医療的ケア児等から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められない。

⑪精神障害者支援体制加算

目的・要件	地域生活支援事業による精神障害関係従事者養成研修、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修又は精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに順ずるものとして都道府県知事が認める研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ常勤の相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算。
届出等	・届出要 ・各支援体制加算に係る基準の遵守状況に関する記録を作成し、保管すること。
留意事項	・精神障害者等から利用申し込みがあった場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められない。

⑫地域生活支援拠点等相談強化加算

目的・要件	特定相談支援事業所にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れ対応を評価する。 緊急に支援が必要な事態が生じた者が短期入所の利用に関する調整を行った場合、短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて加算。
届出等	・届出要 ・加算対象となる連絡・調整を行った場合は、時間及び内容等を記録し、保管すること。
留意事項	・月4回を限度とする。 ・運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。 ・同一事業所において、地域定着支援サービス費の緊急時支援費を算定する場合は、本加算は算定不可。

⑬地域体制強化共同支援加算

<p>目的・要件</p>	<p>特定相談支援事業所を中心に、月に1回、支援困難事例等についての課題検討を通じ、地域課題の明確化と解決に向けて、情報共有等を行い、共同で対応していることを評価する。</p> <p>計画相談支援対象者等の同意を得て、当該対象者に保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者のうち3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に加算。</p>
<p>届出等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・届出要 ・加算の対象となる会議を行った場合は、記録を作成し、保管すること。
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回を限度とする。 ・運営規定に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点として認めることを要する。